

# 燃えるごみ

燃えるごみの収集日  
週2回



燃えるごみの指定袋に入れてください。

指定袋以外で出された場合には、収集できませんのでご注意願います。

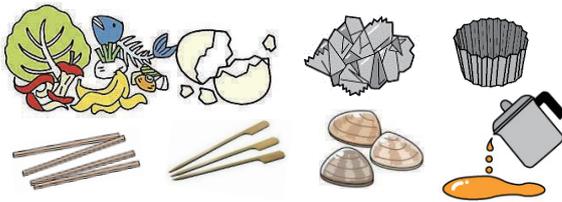
収集日の当日、朝8時30分までに決められた集積所に出してください。

ごみ袋に指導ステッカーが貼付されていた場合は、内容を確認し、分別して  
次の収集日に出してください。

古紙類、紙製容器包装、衣類等の分別排出にご協力をお願いします。

## 燃えるごみの種類 - 例 -

### 生ごみなどの台所ごみ



- 生ごみ（十分に水切りをする）
- アルミホイール・カップ（汚れているもの）
- 食用油（紙・布にしみ込ませるか、凝固剤で固める）
- 割り箸 ○爪楊枝 ○竹串（折る） ○貝殻
- その他

食品ロスの減量化・生ごみの減量化にご協力ください  
(10・11頁参照)

### リサイクルできない古布類



- 和服（着物・浴衣など） ○作業着 ○下着類 ○靴下
- 綿を使用した衣類 ○ダウン（羽毛）を使用した衣類
- のれん ○カーテン ○タオル類 ○マット類 ○枕
- 布団類 ○座布団 ○ぬいぐるみ ○帽子 ○靴類
- 汚れのひどいものや濡れている衣類 ○その他

21頁記載の「資源物ー衣類等」の対象となるものは、  
「資源ごみの指定袋」で出すことができます

### 皮革類



- 革靴 ○革手袋 ○革のベルト ○革のバッグ
- 革ジャン ○ランドセル ○グローブ ○その他

金具は取り外してください。  
取り外せない場合は、燃えないごみへ

### ゴム製品・ビニール製品



- ゴムボール ○ゴム手袋 ○ゴム長靴
- 水まくら ○ゴムホース（50cm以内に切る）
- うきわ ○雨合羽 ○ビニールバッグ
- ビニール手袋 ○その他

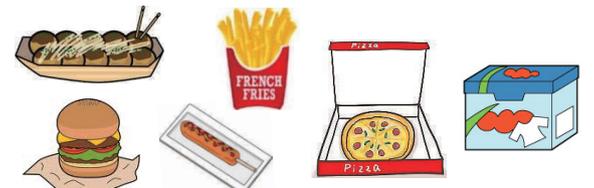
### 汚れの落とせないプラスチック製容器包装



- マヨネーズ・ドレッシングなどの容器
- わさび・からしなどのチューブ
- 醤油・わさび・しょうがなどの小袋
- 歯磨き粉・洗顔剤などのチューブ
- 非常食などのレトルトパック ○その他

汚れが落とせれば、プラスチック製容器包装として  
「資源ごみの指定袋」で出すことができます（27頁参照）

### 汚れの落とせない紙製容器包装



- たこ焼き・フライドポテトの容器
- ピザの箱
- ハンバーガーの包み紙
- 洗濯用洗剤の箱
- その他

汚れが落とせれば、紙製容器包装として  
「資源ごみの指定袋」で出すことができます（20頁参照）

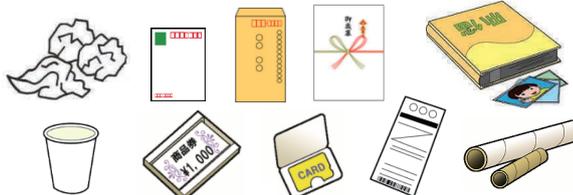
## プラスチック製容器包装以外のもの



- クリーニングの袋
- エコバッグ
- レジャーシート
- スポンジ
- 野菜の結束テープ
- ストロー
- ビデオテープのケース（軟質）など
- その他

プラスチック製容器包装は26頁を参照してください。

## 古紙類・紙製容器包装以外の紙類



- ティッシュペーパー
- 紙くず
- はがき
- 封筒
- のし紙
- 紙コップ
- レシート
- 写真
- アルバム
- 感熱紙
- 商品券の箱
- プリペイドカードの袋
- アルミホイル・ラップ・トイレトペーパーの芯など
- その他

古紙類は18頁、紙製容器包装は20頁を参照してください。

## 枝・草・落ち葉



- 剪定枝
- 草
- 落ち葉

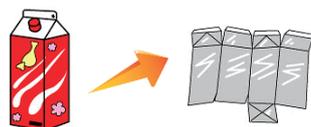
- 集積所へ出す場合は、指定袋に入るものに限りです。
- 剪定した枝などは、段ボールや米袋などに収めてから、燃えるごみの指定袋に入れてください。
- いずれも、乾燥は不要ですので、生のまま出すことができますが、必ず土は落としてください。
- 剪定枝を施設へ自己搬入する際は、太さ10cm以内、長さ3m以内のものに限りです。（39頁参照）

## その他



- 紙おむつ（汚物を取り除く）
- アイスノン
- 湿布薬
- 保冷剤
- 乾燥剤
- 使い捨てカイロ
- 人形
- ペットの砂（可燃性：汚物を取り除く）
- スニーカー
- サンダル
- スリッパ
- うちわ
- えんぴつ
- 積み木（木製）
- ラケット（木製）
- ワインなどのコルクのふた
- たばこの吸い殻
- ハンガー（木製）
- 花火・マッチ（水に十分浸してから）
- その他

## 燃えるごみの出し方とお願い - ご注意ください -



酒類など、内側にアルミコーティングされた紙パックは、紙以外の素材がついており、リサイクルできないため、「燃えるごみ」で出してください。



アルミホイル・ラップ・トイレトペーパーの芯などは、湿気によって変形しないようにするため、強度を保つよう作られており、リサイクルには向かないことから、「燃えるごみ」で出してください。



インクジェット用はがきや、料金案内などの圧着はがき、のり付きの封筒、宅配便の伝票などに使われているカーボン紙は、加工が施されておりリサイクルに向かないため、また個人情報漏洩防止のため「燃えるごみ」で出してください。



粗大ごみでも、解体したり、切り刻んだりして指定袋に入る場合は、「燃えるごみ」として出してください。  
（例：木製のいす・おけ・棚、杖、じゅうたん、ほうき、カーペットなど）



### － プラスチック製品の見分け方 －

おもちゃなどのプラスチック製品は、ソフビ人形（ソフトビニール人形）のように指で押して、へこむものは「燃えるごみ」、へこまないものは「燃えないごみ」へ出してください。

廃棄物制度のしくみ

3R活動への取り組み

ごみ処理の流れ

ごみ処理の現状と課題

ごみ処理の状況と有料化の効果

指定ごみ袋の種類と販売価格

資源とごみの分け方と出し方への案内

燃えるごみ

古紙類

紙製容器包装

衣類等

かん類・金属類

びん類

ペットボトル

プラスチック製容器包装

燃えないごみ

粗大ごみの処理の仕方

廃家電品の処理の仕方

農業空容器の回収案内

施設利用のご案内

その他の回収案内

ごみ集積所に出せないもの・受入できないもの

よくある質問

資源とごみの分別辞書

組合からのご案内